

昭和二十五年三月中旬報物価号外目録

自第十四号  
至第二十号

◎凡例

件名上の数字は告示番号  
(件名下の数字は上段頁数、下段は日  
付)内の数字は号外番号

告示

●厚生省・物価庁

- 一 生物学的製法検査検定期第  
十三條及び第二十一條の規定  
に基く検字放料中改正 (一〇)
- 農林省 物価庁
- 一 昭和二十四年度、米類を原料  
とするでん粉の政府買入価格  
指定 (一七)
- 二 昭和二十四年度産米穀の政府買  
入価格中改正 (一七)
- 三 昭和二十四年度産牛馬鈴しよ及  
び種子馬鈴しよの政府買入價  
格中改正 (一七)

●物価庁

- 一 昭和二十四年度産米穀の政府買  
入価格中改正 (一七)
- 二 昭和二十四年度産牛馬鈴しよ及  
び種子馬鈴しよの政府買入價  
格中改正 (一七)

(特産物)

- 一八九 根根油及びその製品の販売価  
格の統制額廃止 (一八)
- 一九〇 農業薬剤(銅製剤)同上 (一八)
- 一九七 大木同上 (一八)
- 二〇七 漁業用網系及び網漁網の販  
売価格の統制額指定 (一八)
- 二一四 農業用機器の販売価格の  
統制額廃止 (一八)

(主要食品)

- 一九二 飼料等の販売価格の統制額中  
改正 (一七)
- 二〇八 甘しよ同上 (一七)
- 二二五 穀粉類の販売価格の統制額指  
定 (一七)
- 二五四 飼料同上 (一七)

(生鮮食品)

- 二〇一 加工水産物の販売価格の統制  
額中改正 (一七)
- 二四三 乳製品原料として取引される  
全乳の販売価格の統制額廃止  
水同上 (一七)
- 二四四 水同上 (一七)

(工業食品)

- 一九一 育児食(幼児食A)の販売価格  
の統制額指定 (一七)
- 二〇〇 幼児食C(栄養キャラメル)同  
上 (一七)

二二九 油類実の販売価格の統制額  
止 (一八)

- 二三三 植物油類の販売価格の統制額  
中改正 (一八)
- 二三四 動物油脂等及び人造バター  
同上 (一八)

(金銀)

- 一八〇 貴金属特別会計が買上げ又は  
売却し金地金の統制額及び造  
幣庁が売却し赤銅価格の統制  
額指定 (一八)
- 一八一 硝化鉄等の硫黄分の販売価格  
の統制額指定 (一八)
- 二四九 鉄鋼線物等の販売価格の統制  
額廃止 (一八)
- 二五六 硫黄の販売価格の統制額指定  
同上 (一八)

(化学製品)

- 一九三 配合原料用肥料の肥料価格公  
團の販売価格の統制額指定  
同上 (一八)
- 一九八 統制額廃止物品指定(大豆  
ルー等) (一八)
- 二〇二 固形肥料の原料用肥料の販売  
価格の統制額及び固形肥料の  
買取、販売価格の統制額指  
定 (一八)
- 二二六 板硝子の販売価格の統制額指  
定 (一八)
- 二二七 硝子瓦の販売価格の統制額指  
定 (一八)
- 二五一 カイバイト同上 (一八)
- 二五七 粉火炭の販売価格の統制額指  
定 (一八)
- 二五八 タンニン材同上 (一八)

(繊維品)

- 一八三 昭和二十四年度第三四半期  
以降に割当られた原綿をもつ  
て生産された原糸の染色加工  
料金の統制額指定 (一八)
- 一八四 同右(細織物)同上 (一八)
- 一八五 同右(粗レー)同上 (一八)
- 一八六 同右(メリス製糸)同上 (一八)
- 一八七 同右(細織物)同上 (一八)
- 一九五 絹織物の販売価格の統制額中  
改正 (一八)
- 一九六 妊産婦用綿フランネル同上 (一八)
- 一九七 毛織物の染色及び整理加工賃  
の統制額指定 (一八)
- 二〇四 特別放出絹織物(ゴツパ)色  
の販売価格の統制額指定  
昭和二十四年度第三四半期  
以降に割当られた原綿により  
生産された綿糸を使用した綿  
出品規格による絹織物同上 (一八)

二〇六

- 昭和二十四年度第三四半期  
以降に割当られた原綿により  
生産された綿糸を使用した綿  
織物同上 (一八)
- 輸入中古衣類(毛織品)同上 (一八)
- 手廻糸の販売価格の統制額中  
改正 (一八)
- 表生地(綿織物)その他綿糸に  
よる製品を原材料として使用  
した衣料製品の販売価格の統  
制額指定 (一八)
- ステープルファイバ織物の  
販売価格の統制額中改正 (一八)
- ステープルファイバ織物の販  
売価格の統制額指定 (一八)
- 衣料製品の加工料の統制額指  
定 (一八)
- 輸出品規格による絹織物販売  
価格の統制額中改正 (一八)
- レーリス糸の販売価格の統制  
額指定 (一八)
- 七、四八一俵口残糸使用毛織  
物の販売価格の統制額中改正  
貿易公団保有七万ヤード口放  
出毛織物同上 (一八)
- 昭和二十四年度第三四半期  
以降に割当られた原綿により  
生産された原糸(綿糸)の染色  
加工料同上 (一八)
- 輸出品規格による綿織物同上 (一八)
- ステープルファイバ同上 (一八)
- ステープルファイバ織物同  
上 (一八)
- 衣料製品同上 (一八)
- 足袋同上 (一八)

二四一	表生地に縮製物その他綿糸による製品を原材料として使用した足袋の販売価格の統制額指定	三三	二四七	総トン数八百トン以上の汽船積貨物運賃及び汽船積糧油運賃の統制額停止	一三
二五九	輸入サイザルロープ及び雑ロープ同上	三三	(料金)		
二六一	絹糸の販売価格の統制額中改正	三三	二六三	外国人の窮乏可能な設備を有する旅館において外国人を宿泊させた場合の宿泊料金中改正	三三
二六二	絹カタン糸の販売価格の統制額指定	三三	正		三三
(工業品)			(価格査定)		
二七八	シャンプーの販売価格の統制額停止	二四	二四二	価格査定品目及び価格査定機関並びに検査機関停止(農機具を価格査定品目に指定等)	三三
二八二	黄徳性殺鼠剤の販売価格の統制額指定	一	二四八	統制額停止物品指定(価格査定規則の規定による価格査定を受けるべき物品及びその価格査定をなす者等)	三三
二九四	バルブの販売価格の統制額中改正	二八	(その他)		
二九九	統制額停止物品指定(藍色マツチ紙等)	二二	二七九	昭和二十二年六月十日物価庁告示第二百八十三号中改正	一
二〇三	洋紙の販売価格の統制額指定	二二	一八八	価格調整公団法第一條第二十三條及び第二十四條の規定による指定同上	一八
二〇九	医薬品(非指定既製品)の販売価格の統制額中改正	一三			
二一〇	医薬品(輸入生薬)の販売価格の統制額指定	一三			
二一〇	統制額停止物品指定(輸出用電線用紙等)	一三			
二一一	同上(アスファルト防水紙等)	一三			
二一五	医薬品(非指定既製品)の販売価格の統制額中改正	一三			
二一三	ゴムホースの販売価格の統制額停止	一三			
二二五	油脂製品類石けん類の販売価格の統制額中改正	二二			
二二〇	重包装紙の販売価格の統制額指定	三三			
(交通事業)					
二二二	郵便物運賃の統制額中改正	一〇			
二二二	二二二	一〇			